



市長定例会見

- 1 令和8年9月市議会定例会の補正予算
- 2 インフラ群再生戦略マネジメント
- 3 障害の早期発見と適切な療育

令和8年9月1日（火曜日）

令和8年9月定例会 補正予算

一般会計と2つの特別会計、1つの企業会計で 2億 8,888万 5千円を増額

①一般会計

+ 1億 2,117万円

②ケーブルネットワーク事業特別会計

+ 4,720万円
※事業費の増

③介護保険特別会計

+ 1億 2,051万 5千円
※国・県支出金等の精算

④下水道事業会計

補正額なし
※債務負担行為のみ

一般会計 1億 2,117万円の内訳（主なもの）

1. 国・県支出金の増に伴うもの

〔+ 1,240万円〕

★(1) 経営体支援事業費

補正額

440万円

★(2) 畜産振興事業費

補正額

800万円

2. 事業費の増に伴うもの

〔+ 2,157万円〕

★(1) 関係人口創出事業費

補正額

80万円

(2) 施設維持管理費（観光施設）

補正額

20万円

(3) 消防団運営事業費

補正額

77万円

(4) 施設維持管理費（図書館）

補正額

1,980万円

3. 災害復旧に伴うもの

〔+ 4,000万円〕

(1) 災害復旧事業費（農林施設）

補正額

4,000万円

一般会計 1億 2,117万円の財源内訳

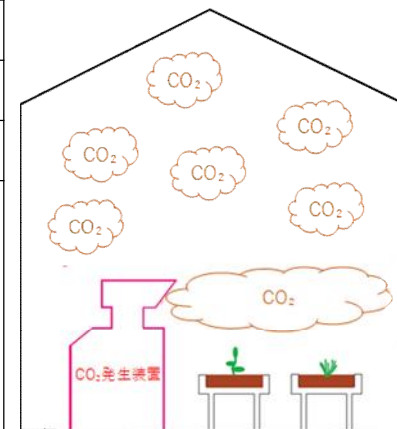
特定財源	+ 5,165万 8千円	県支出金 + 3,515万円 市債 + 1,370万円 分担金・負担金 + 183万 8千円 寄附金 + 20万円 諸収入 + 77万円
一般財源	+ 6,951万 2千円	繰越金 + 6,951万 2千円

園芸用施設・設備導入等支援事業(ハウスリノベーション支援)

<担当課：農林水産課>

既存の園芸用ハウスの長寿命化や生産性向上等の高度化を図る施設園芸農業者に対し、施設の改修・設備の導入等に要する費用の一部を支援します。

目 的	物価高騰等の環境変化に影響されにくく、収益力の高い農業経営の実現に向け、園芸用の施設・設備の導入・改修等の取組を支援することで、農業者の経営発展の加速化を図る。
対 象	施設園芸を行っている認定農業者
目 標	①販売額の維持又は増加 ②労働生産性の向上
要 件	①10年間の営農の意思表示 ②共済保険等の加入 ③事業継続計画の策定
内 容	(1) 園芸用ハウスの改修・再構築 ①長寿命化のための取組（パイプ交換、高性能フッ素樹脂フィルムへの更新等） ②高度化のための取組（環境制御設備（CO ₂ 発生装置等）の導入等） (2) 付帯設備の導入・更新 被覆資材の更新、灌水設備の導入等 (3) その他 上記取組に必要な工事費
補助率	事業費の1/2以内（上限額 30,000千円/経営体）



自給飼料生産機械導入支援事業

＜担当課：農林水産課＞

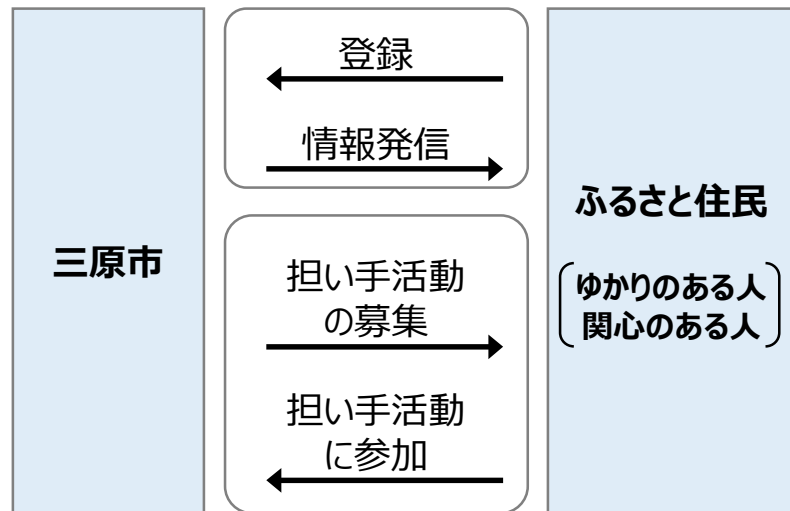
畜産経営の安定化及び体質強化をめざすため、自給飼料の生産に必要な機械の導入に要する費用の一部を支援します。

目 的	飼料価格の高止まりや自給飼料生産に必要な機械の価格高騰が、畜産経営に影響を及ぼしている。 自給飼料生産機械の導入支援を通じて、飼料生産拡大による経費の削減等を図り、畜産経営の安定化及び体質強化をめざす。
対 象	市内の畜産経営体、飼料生産受託組織等
要 件	飼料生産面積を、目標年度（5年後）までに3%以上拡大
内 容	機械導入に要する費用の一部を支援 【対象機械】 (1) トラクター (2) (1)に付属する飼料播種・追播種用機械装置 (3) (1)に付属する飼料収穫・調整機械装置（刈取機、集草機等）
補助率	事業費の1/2以内（上限額 5,000千円/経営体）

広島県内で唯一、「ふるさと住民登録制度モデル事業」に採択された三原市では、国の試用版アプリを活用した実証事業を行います。他市町に先駆け、担い手活動の企画調整・受入れや情報発信などをコーディネート業務（委託）により実施し、本年度末の本格運用に向けて取り組みます。

ふるさと住民登録制度の概要

※令和8年度末に国がアプリを公開予定



試用版アプリの概要

時期 令和8年10月～令和9年1月（予定）

対象 市外在住者 100人

※まちづクルーDAOの参加者、移住フェア参加者など
市とつながりのある人から選定予定

内容 試用版アプリを用いた情報発信、担い手活動の募集・参加（浮城まつりでの受入れを含む）を行い、市の取組（情報発信や担い手活動）、アプリの機能等について意見を収集する。

※上記をふるさと住民コーディネート業務にて実施

広島県初！地域インフラ群再生戦略マネジメントを試行導入

通称:群マネ 道路・河川・公園(広場を含む)の通報受付、現地確認、巡回点検、維持補修までを民間事業者が一括対応

今まで市役所が行っていた

道路・河川・公園の**維持管理に関する業務**の一部を**民間事業者**が実施

今までは…

要望してから業務完了まで時間がかかる



①要望・現地確認

④業務完了の連絡



②見積・作業依頼

③業務完了



業務を一括して
民間事業者へ

包括維持管理業務になると…



①要望・現地確認

②業務完了の連絡

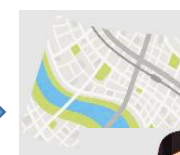


市役所を間に挟まないワンストップにより発注手続き等が省略でき、**迅速な対応が可能**となり、**市民の安全・安心**につながる！

包括的に行うことで民間事業者のノウハウや裁量を活用した**効率的な業務運営**に期待！

【インフラ見守りセンター】
市民が道路等の不具合を
電話で通報

市を介すことなく
事業者の判断で
補修業務を実施



包括的に受注
効率化・創意工夫が
発揮されやすい！

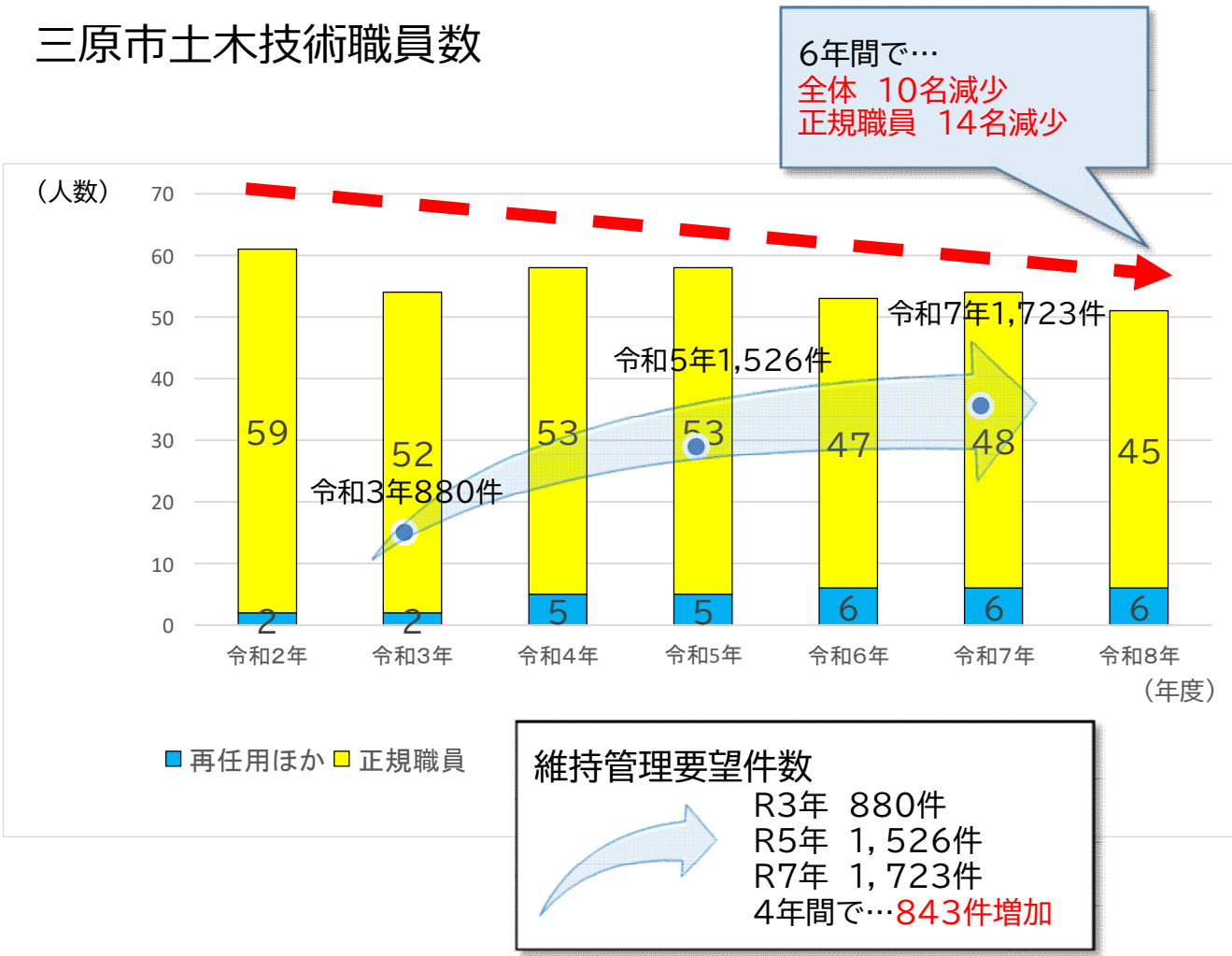


【マネジメントシステム】
市民が道路等の不具合を
スマホから通報

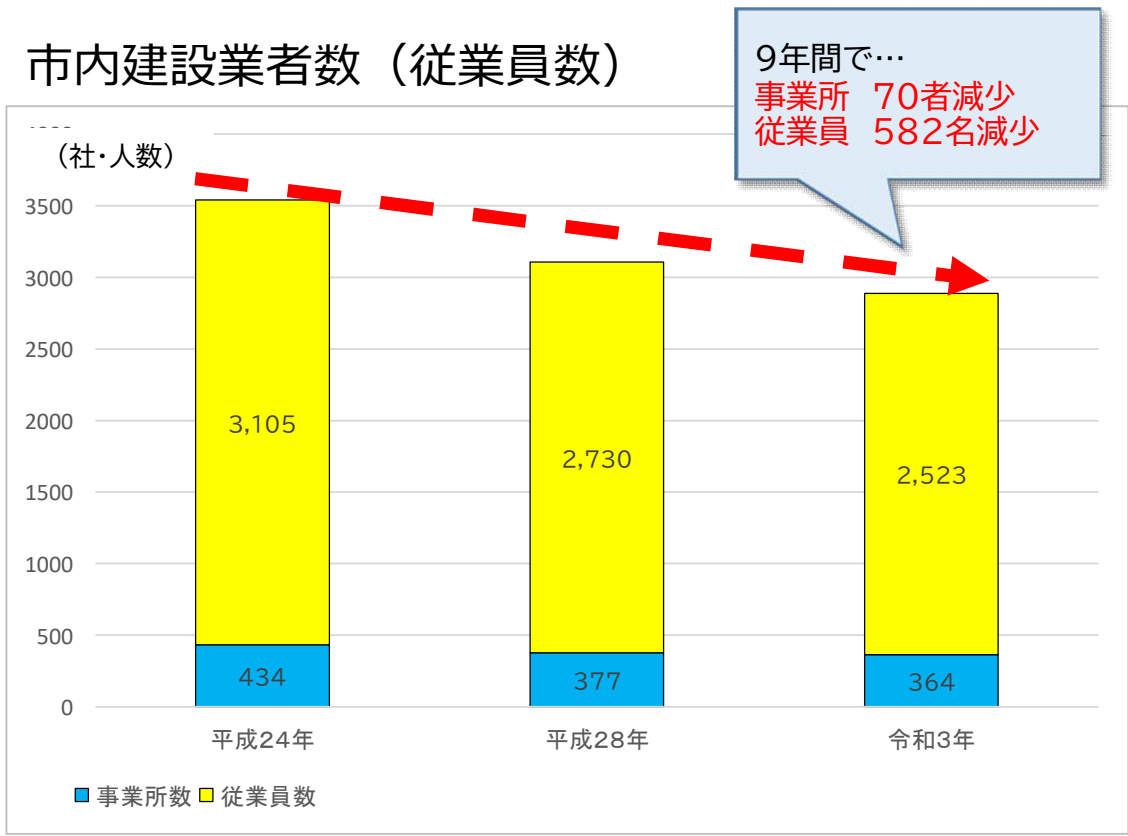
試行導入の背景

三原市土木技術職員および建設業従事者数の推移

三原市土木技術職員数



市内建設業者数（従業員数）



出典:平成24年、平成28年、令和3年経済センサス-活動調査

道路・河川・公園の包括維持管理業務内容

【対象エリア(三原地域)】

業 務 名 三原市道路等包括維持管理業務委託

業務場所 三原市(三原地域)

契約金額 820,507,600円(消費税及び地方消費税を含む)

履行期間 令和8年10月1日～令和11年3月31日(予定)

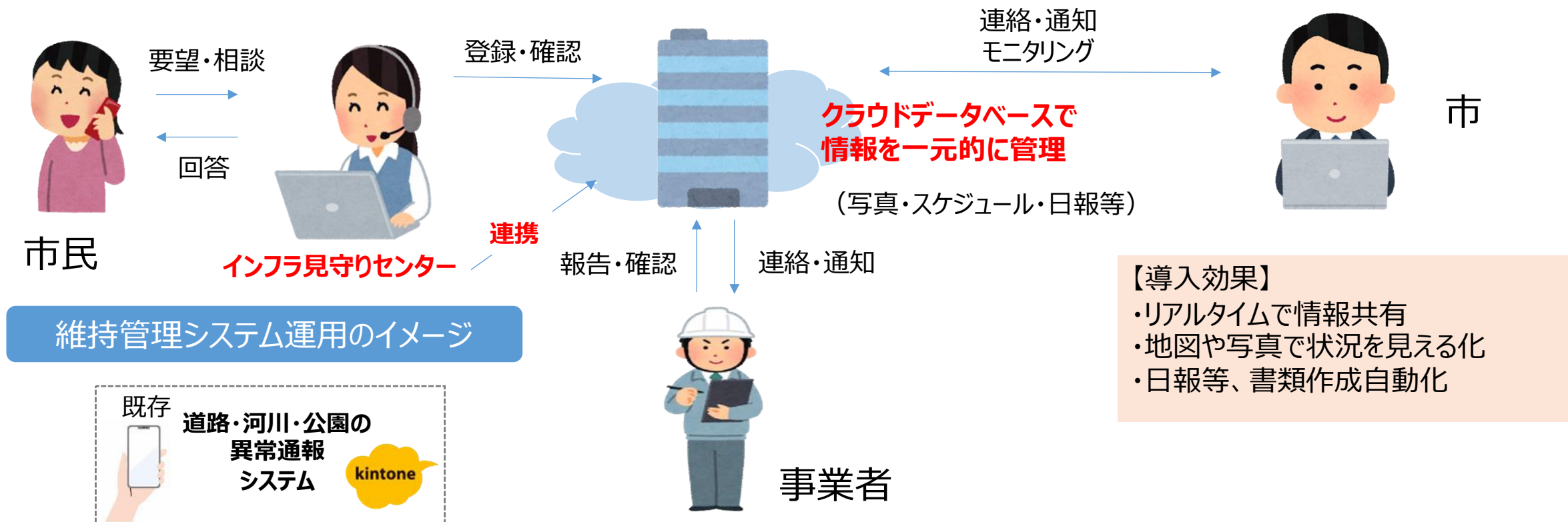
受 注 者 三原建設業協同組合・日本工営共同企業体

業務内容 道路・河川・公園(広場を含む)
全体マネジメント(業務調整、通報受付・調査、現場作業 など)
日常業務(巡回、施設点検、維持補修、植栽管理、機械設備管理 など)



取組を支える仕組み① 道路等維持管理マネジメントシステム

市と維持管理を行う事業者が**情報を一元的**に把握
業務の**効率化**、対応の**迅速化**



取組を支える仕組み② インフラ見守りセンター

三原市で道路・河川・公園の異常を発見したら…

☎0848-62-7454

【みはらインフラ見守りセンター受付専用ダイヤル】

平日8:30～17:15
土日祝、年末年始を除く



道路

道路に穴が!

動物の死骸が…



遊具が
壊れていて
遊べないよ!

公園

流木やゴミで
川が詰まってる!

河川

土日祝・夜間（年末年始12/29～1/3）
連絡先:三原市役所 0848-64-2111

道路反射鏡「カーブミラー」・道路標識・道路照明への 管理ラベル及び防犯ステッカー貼付について

三原市が管理する道路附属物を明確にし、管理の効率性を高めるため、道路附属物に管理番号を記載したラベル及び防犯ステッカーを貼ります。

管理番号：M01002M01
三 原 市
異常の報告はこちらから ➡ 

【土木管理課】道路・河川の異常通報システム

本システムは三原市が管理する道路・河川の損傷状況及び場所等、写真とともに通報できるシステムです。
【注意事項】
1. 事故が発生した場合や、直ちに通行止めを要するほどの災害・損傷については、電話でのご連絡をお願いします。
2. システムのご利用には、通信料が発生します。

上記【注意事項】を正確に読んでください。
☐ 確認しました

通報年月日（自動入力）
2026-02-26



コードを読み取ると
異常通報システムが
開きます

～導入効果～

【管理ラベル】

- ・市民の異常通報の手間の削減
- ・職員の聞き取り時間の短縮
- ・異常通報システムの活用促進



～導入効果～

【防犯ステッカー】

- ・犯罪抑止効果の発揮
- ・市民一人一人の防犯意識の向上
- ・地域全体の防犯力の強化



※デジタルマップみはらで「道路附属物(カーブミラー・道路照明・道路標識)マップ」を公表中
対象施設の位置及び管理番号が閲覧可能

障害の早期発見と適切な療育

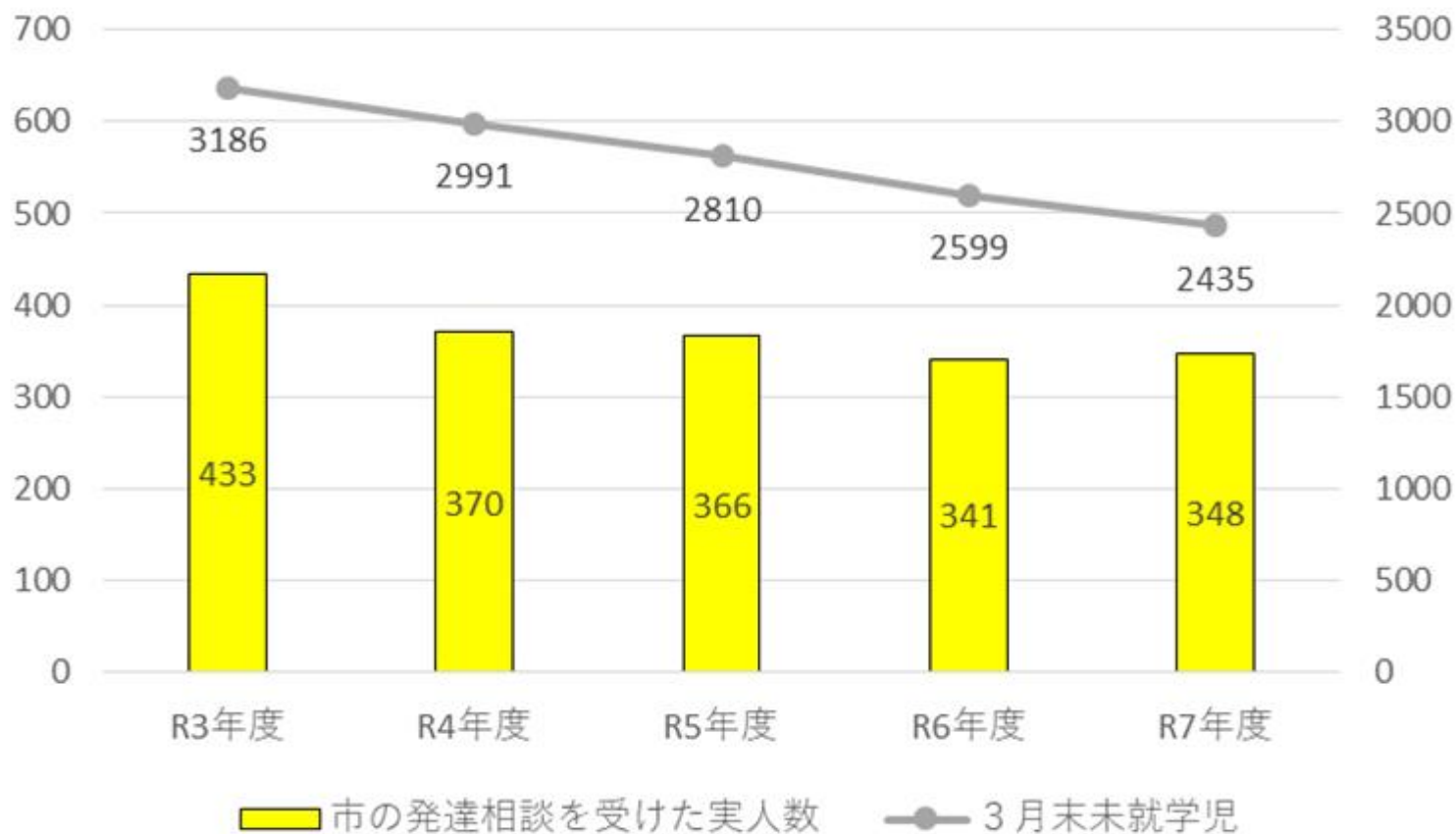


『どこに相談したらいいの？』に応える新たな窓口を開設！

発達相談児数の推移（R3～R7年度）

○三原市の未就学児童数は、この5年間で約24%減少している。

○一方で、発達相談を受けた児童数はほぼ横ばいで、発達に関する相談や支援を必要とする家族は引き続き多い。

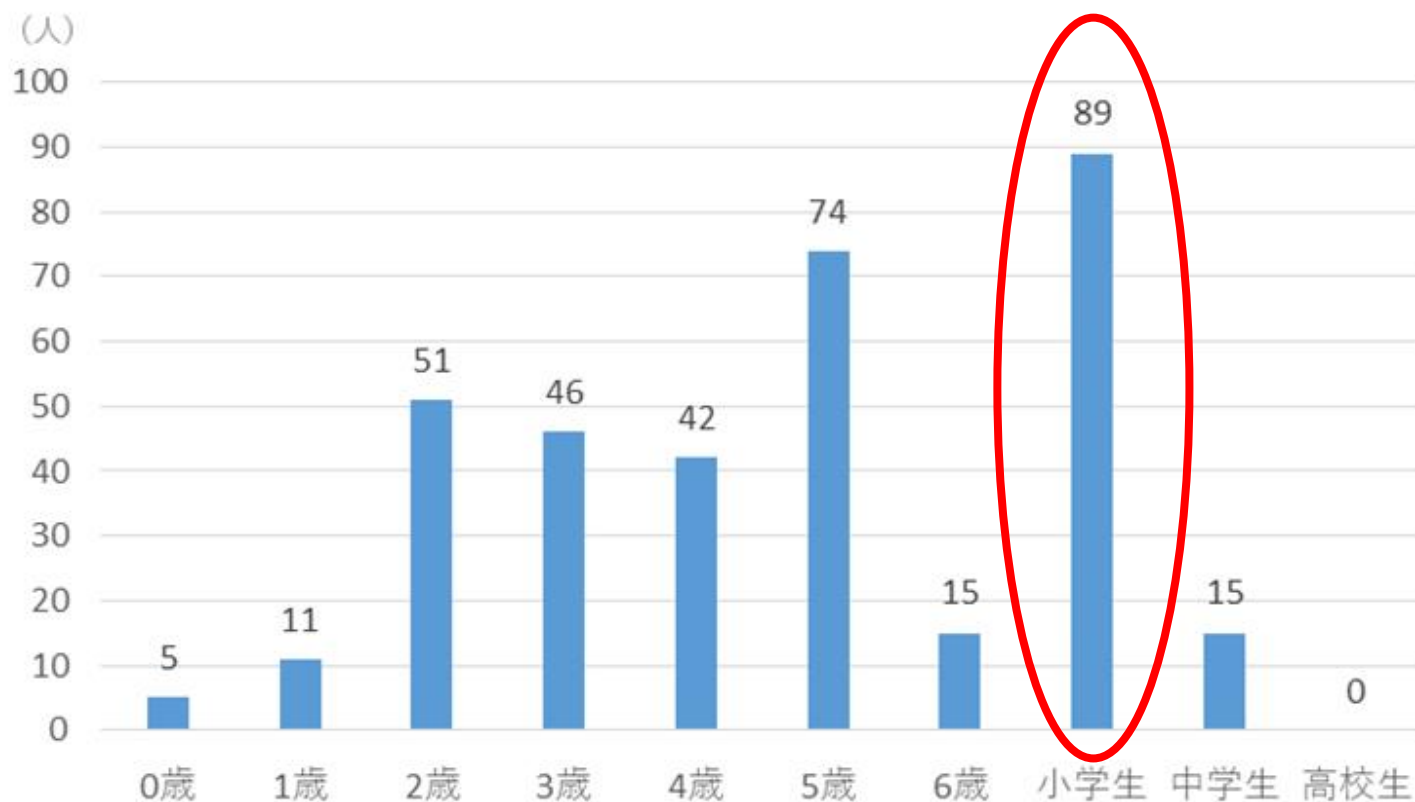


▲市発達相談の利用状況

発達相談児数の推移（年齢別）

○発達相談を受けた児童348人のうち、4人に1人が小学生であり、入学後に発達上の課題が顕在化している。

⇒ 発達課題の早期発見・早期支援につながる相談体制の整備が必要である。



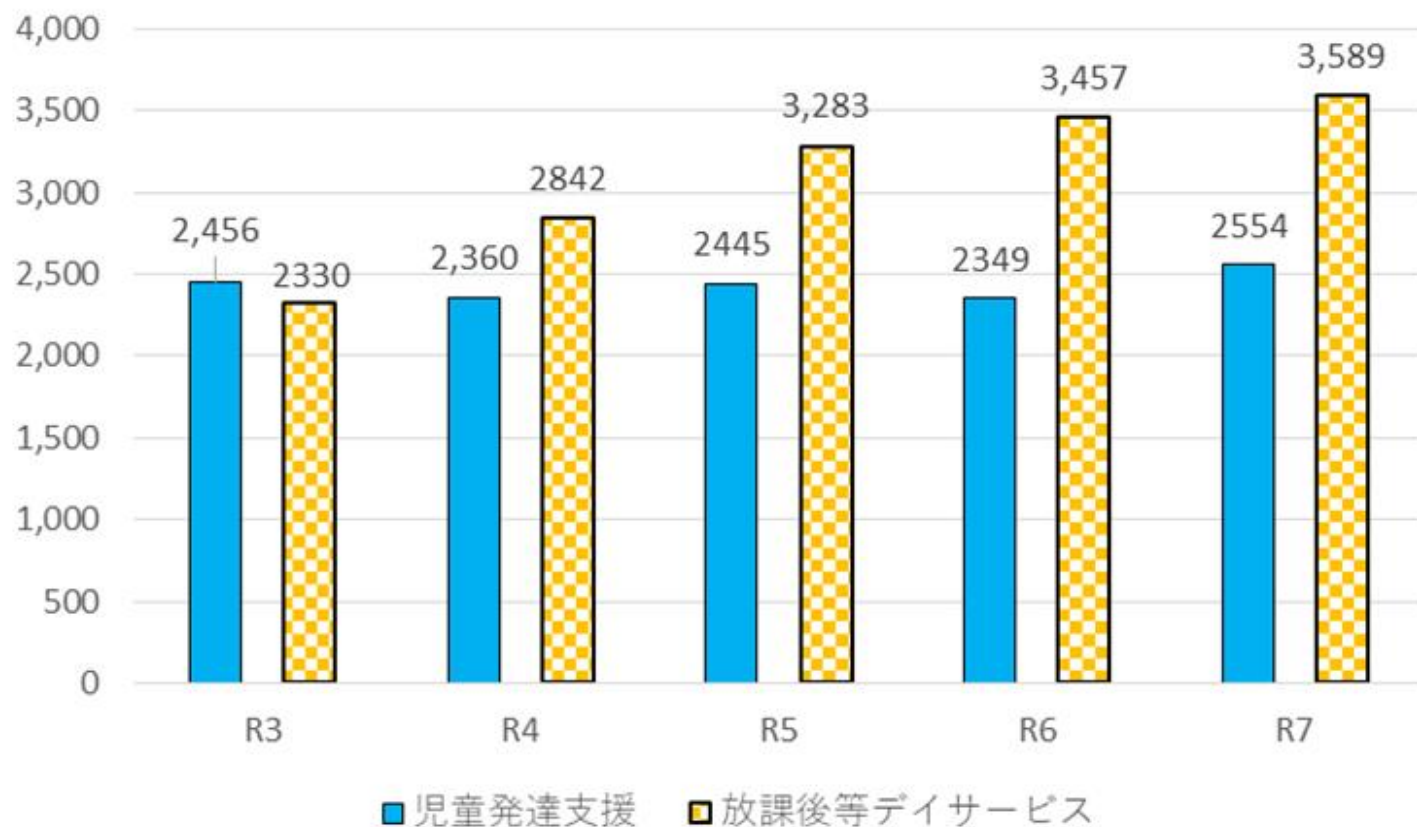
▲市発達相談の利用状況(令和7年度年間実人数:年齢別)

障害児通所支援の利用状況

○主に未就学児が利用する児童発達支援は、利用児童数は横ばいである。

○一方、就学児童が対象の放課後等デイサービスは、利用児童数は1.5倍増加している

発達に関する支援の
ニーズ増加

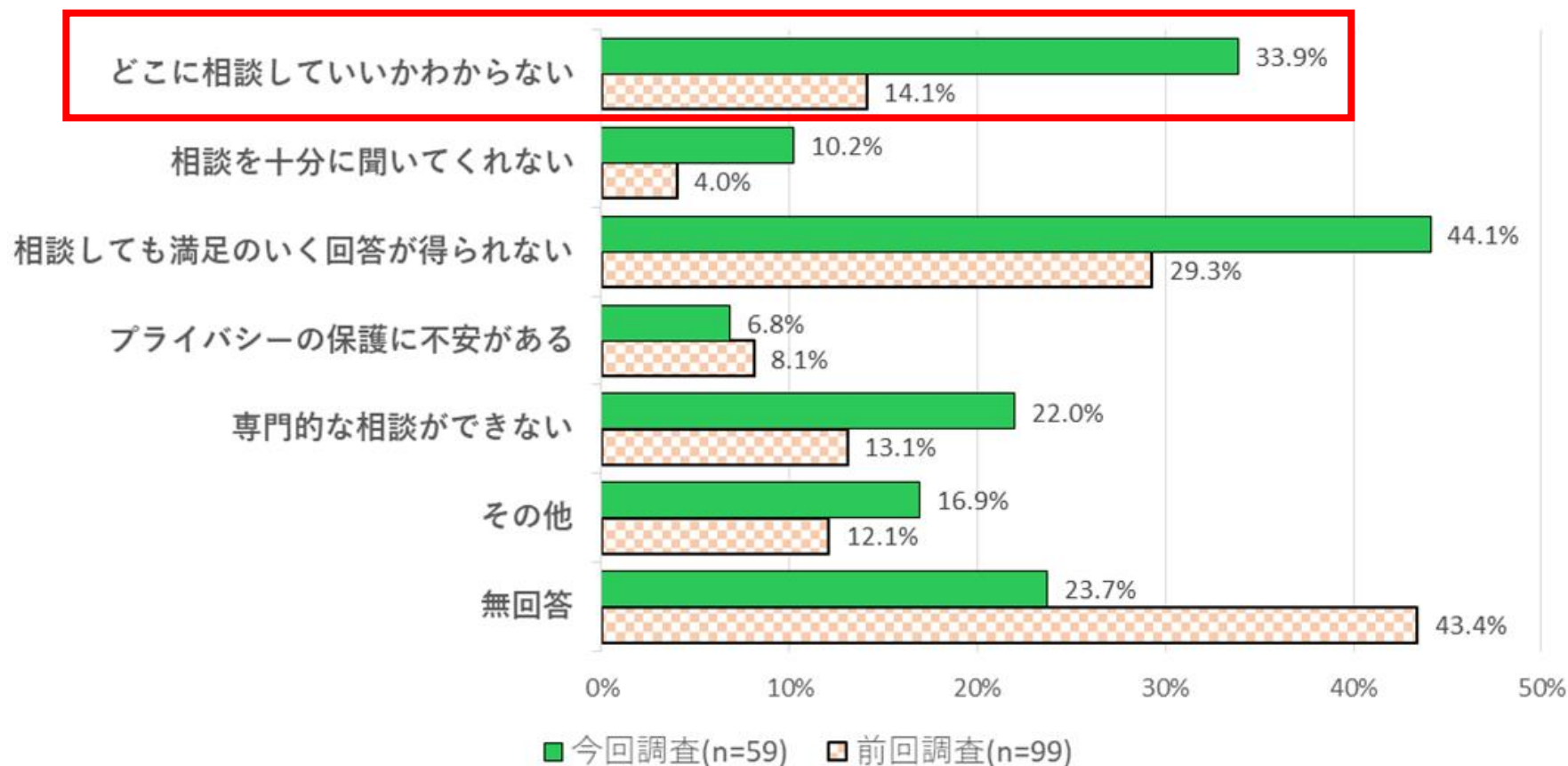


▲障害児通所支援の利用状況(月延)

子どもの発達相談の課題（アンケート結果）

障害者手帳所持児童や児童通所支援利用児童の保護者を対象に行ったアンケートでは、相談に関する課題として、**3人に1人が「どこに相談していいかわからない」と回答している。**

⇒ 発達課題に対するワンストップ相談体制が必要である。

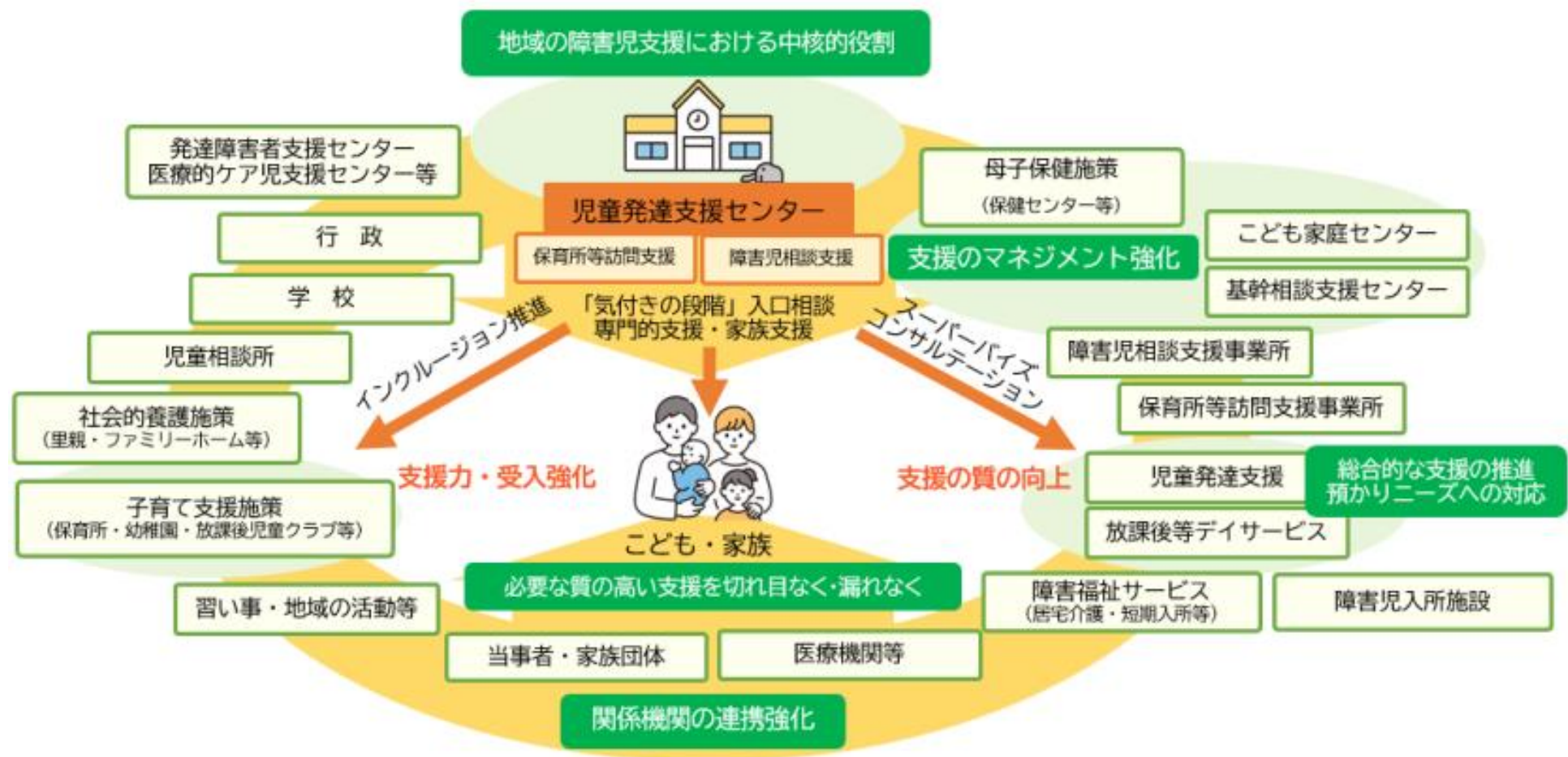


▲ 障害者プラン策定のためのアンケート（令和7年度）

子どもの発達相談支援体制

○様々な機関が関わること、支援制度の複雑さが、「分かりにくさ」につながっている。

⇒児童発達支援センターを中心に地域の障害児支援事業所や子育て機関、行政等の連携が必要である。



「子育て発達相談窓口」の開設

児童発達支援センターに新たに保護者向け「子育て発達相談窓口」を開設し、障害の早期発見と適切な療育へつなげる。

場所	三原市西野三丁目8-18 こども発達支援センターのぞみ
対象	・障害のある児童とその保護者 （障害者手帳の有無は問いません。） ・市民、転入予定者
概要	・状況把握 聞き取り 等 ・各種支援の情報提供 等
頻度	週2日(1日1人)
予約	障害者福祉課
料金	無料
開始	令和8年10月1日



▲こども発達支援センターのぞみ

適切な支援につなげる発達相談窓口

専門スタッフが児童の発達や子育ての悩みに寄り添い、適切な支援につなげる発達相談窓口を開設
※専門スタッフ: 公認心理師、特別支援教育士、作業療法士、保育士等



▲こども発達支援センターのぞみのスタッフ



▲子育て発達相談窓口